

石川町プレミアム付商品券

使用期間:令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 3 月 25 日

1冊 4,000 円で **5,000 円**分(500 円券×10 枚綴り)のお買い物ができます。

石川町は、消費税の引き上げに伴う家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行います。

◆購入対象となる方について

●住民税非課税の方(申請必要)

- ・2019 年度分の住民税が課税されていない。
- ・2019 年 1 月 1 日時点で住民票が石川町にある方が対象です。
ただし、課税者と生計同一の配偶者・扶養親族や生活保護の受給者は対象となりません。
- ・プレミアム付商品券の購入対象者と考えられる方に 9 月上旬に、申請書類をお送りします。

申請受付期間

令和元年 9 月 2 日～令和元年 12 月 27 日

●3 歳以下の子育て世帯主の方(申請不要)

- ・2016 年 4 月 2 日から 2019 年 9 月 30 日までに生まれたお子さまがいる世帯主の方で、かつ
- ・お子さまの誕生日に応じた時点で住民票が石川町にある方が対象です。

誕生日	時点
2016 年 4 月 2 日～2019 年 6 月 1 日	2019.6.1
2019 年 6 月 2 日～2019 年 7 月 31 日	2019.7.31
2019 年 8 月 1 日～2019 年 9 月 30 日	2019.9.30

- ・商品券購入引換券を 9 月以降に順次お送りします。

◆プレミアム付商品券について

購入対象となった方には、プレミアム付商品券購入引換券を石川町からお送りします。プレミアム付商品券の購入には購入引換券が必要です。

●購入限度額

- ・住民税非課税の方
1 人につき 5 冊まで購入可能 25,000 円
(販売額 20,000 円)
- ・3 歳以下の子育て世帯主の方
お子さま 1 人につき 5 冊まで購入可能 25,000 円
(3 歳以下のお子さま×25,000 円)

●販売期間

令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 2 月 28 日

●販売場所

石川郵便局・母畑郵便局・沢田郵便局・石川駅前通郵局・野木沢郵便局・石川新町郵便局

●使用可能店舗

プレミアム付商品券を使用できる取扱登録事業者として登録された店舗等

●使用期間

令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 3 月 25 日

◆注意事項

詐欺などの犯罪にご注意ください！

プレミアム付商品券事業に関連して、石川町職員が ATM での操作手続きやキャッシュカードを預かることはありません。



お問合せ先

〒963-7859

福島県石川郡石川町字長久保 185 番地の 4

石川町役場 保健福祉課内

プレミアム付商品券 係

TEL 0247-26-0811

FAX 0247-26-4148

◆プレミアム付商品券を使用するまでのながれ

■住民税非課税の方

①申請書類等
送付 9月上旬

①石川町からプレミアム付商品券の購入対象と考えられる方に、申請書類等をお送りします。9月上旬に送付します。

②申請
12/27 まで

②申請書に必要事項を記入いただき、押印のうえ、同封の返信用封筒にて石川町役場保健福祉課内 プレミアム付商品券 係 へ郵送又は窓口にて申請してください。

③購入引換券
送付 9月下旬

③提出された申請書は、審査を行い、購入対象となった方にプレミアム付商品券の購入引換券をお送りします。9月以降順次送付します。

④商品券購入
10/1～2/28

④購入引換券を受け取られた方は、指定された販売所にて販売期間内にプレミアム付商品券をご購入ください。

⑤商品券使用
10/1～3/25

⑤購入されたプレミアム付商品券は、登録された事業者のみでご使用いただけます。

■3歳以下の子育て世帯主の方

①案内等送付
9月上旬

①石川町からプレミアム付商品券の購入対象と考えられる方に、案内書をお送りします。9月上旬に送付します。

②申請不要

②子育て世帯主の方からの申請は不要です。

③購入引換券
送付

③購入対象となった方にプレミアム付商品券の購入引換券をお送りします。9月以降順次送付します。

④商品券購入
10/1～2/28

④購入引換券を受け取られた方は、指定された販売所にて販売期間内にプレミアム付商品券をご購入ください。

⑤商品券使用
10/1～3/25

⑤購入されたプレミアム付商品券は、登録された事業者のみでご使用いただけます。

◆使用上の注意

- プレミアム付商品券取扱店舗のみで 사용할 ことができます。
- 利用期間（令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 25 日まで）後は使用できません。
- おつりは出ません。
- 購入した商品券の返品、転売、譲渡、換金はできません。
- この商品券で利用できないもの
 - ・不動産又は金融商品
 - ・商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
 - ・たばこ
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - ・国税、地方税、使用料等の公租公課
- この商品券の盗難、紛失また汚損等に対して、町はその責任を負いません。